

※規約＝指定都市市長会規約

■役員（規約第5条）及び役員会（規約第10条）

- 会長：鈴木 康友 浜松市長
※任期：令和3年9月10日から令和4年3月31日まで
- 副会長：門川 大作 京都市長 北橋 健治 北九州市長
清水 勇人 さいたま市長
※任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

■委員長（規約第10条の2）

- ※任期：指名の日から令和4年3月31日まで
- 国会調整委員長：本村 賢太郎 相模原市長
*国会議員との連携・調整に関すること
- 危機管理・災害対策委員長：大西 一史 熊本市長
*大規模災害への対応、災害対応法制の検証・見直しなどに関すること
- 広報委員長：福田 紀彦 川崎市長
*効果的な広報活動の強化に関すること

■特命担当市長（規約第10条の3）

- ※任期：指名の日から令和4年3月31日まで
- 中核市連携担当：担当市長：田辺 信宏 静岡市長
*中核市との連携に関すること
- デジタル化推進担当：担当市長：永藤 英機 堺市長
*デジタル化推進に関すること
- 女性活躍・働き方改革担当：担当市長：北橋 健治 北九州市長
*女性の活躍及び働き方の推進に関すること
- 指定都市議長会連携担当：担当市長：永藤 英機 堺市長
*指定都市議長会との連携に関すること
- 国土強靱化担当：担当市長：清水 勇人 さいたま市長
*国土強靱化の推進に関すること
- 連合組織法制化推進担当：担当市長：高島 宗一郎 福岡市長
*「国と地方の協議の場」に加わることを目指す取組の推進に関すること
- 経済界との連携強化担当：担当市長：福田 紀彦 川崎市長
*経済団体との連携強化に関すること

■部会（規約第11条）

※令和2年4月14日から令和4年3月31日までとし、必要に応じて見直すことができるものとする。ただし、その期間が満了しても、新たな部会の構成が決定するまでの間は、各部会の活動を継続するものとする。

- 総務・財政部会
*総務省、財務省及び内閣府の所管に属する事項、並びに他の部会の所管に属しない事項
部会長：久元 喜造 神戸市長
構成市長：秋元 克広 札幌市長 郡 和子 仙台市長
神谷 俊一 千葉市長 鈴木 康友 浜松市長
- 厚生・労働部会
*厚生労働省の所管に属する事項
部会長：松井 一實 広島市長
構成市長：福田 紀彦 川崎市長 山中 竹春 横浜市長
河村 たかし 名古屋市長 松井 一郎 大阪市長
- まちづくり・産業・環境部会
*経済産業省、国土交通省、農林水産省及び環境省の所管に属する事項
部会長：大森 雅夫 岡山市長
構成市長：中原 八一 新潟市長 田辺 信宏 静岡市長
高島 宗一郎 福岡市長 大西 一史 熊本市長
- 文化芸術・教育部会
*文部科学省の所管に属する事項
部会長：門川 大作 京都市長
構成市長：清水 勇人 さいたま市長 本村 賢太郎 相模原市長
永藤 英機 堺市長 北橋 健治 北九州市長

■政策提言プロジェクト（規約第12条）

※調査・研究期間等：令和2年11月16日からおおむね1年以内に市長会議において報告

- 多様な大都市制度実現プロジェクト
*多様な大都市制度を早期に実現するため、特別自治市制度の立法化に向けた素案を策定し、国・政党に提言する。
- | | |
|-----------------|--------------|
| 担当市長：久元 喜造 神戸市長 | 清水 勇人 さいたま市長 |
| 参加市長：郡 和子 仙台市長 | 福田 紀彦 川崎市長 |
| 神谷 俊一 千葉市長 | 本村 賢太郎 相模原市長 |
| 山中 竹春 横浜市長 | 鈴木 康友 浜松市長 |
| 田辺 信宏 静岡市長 | 門川 大作 京都市長 |
| 河村 たかし 名古屋市長 | 松井 一實 広島市長 |
| 大森 雅夫 岡山市長 | 高島 宗一郎 福岡市長 |
| 北橋 健治 北九州市長 | |
| 大西 一史 熊本市長 | |